

「令和7年度宮城県宿泊税に関するAIチャットボットサービス導入業務委託事業」 企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和7年度宮城県宿泊税に関するAIチャットボットサービス導入業務委託事業」を業務委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により契約予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の目的

AIを活用した自動応答システム（AIチャットボットサービス）を導入し、宿泊者や宿泊事業者からの宿泊税に関する問い合わせに24時間365日対応可能なシステムを構築することにより、問い合わせ対応業務の効率化と県民サービスの向上を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

（1）委託業務の内容

「宮城県宿泊税に関するAIチャットボットサービス導入業務委託事業」企画提案に係る仕様書」のとおりとする。

（2）委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 事業費

この案件に係る事業費（委託上限額）は、サービス導入に係る初期費用及び想定維持費用を含めて6,325,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

4 企画提案事業に応募できる者に必要な資格等に関する事項

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （2）この事業の応募開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和6年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- （3）宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- （4）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。
- （5）類似業務の実施事例が2件以上あり、当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

5 募集内容に関する質問受付及び回答

本募集内容に関する質問については、質問書（様式第1号）を提出すること（口頭及び電話による照会については応じない。）。

- （1）受付期間 令和7年9月8日（月）午後5時まで
- （2）提出先 宮城県総務部税務課課税班
- （3）提出方法 質問書（様式第1号）を用いて、電子メールの方法のみにより受け付けるものとする。

電子メールアドレス zeimuk@pref.miyagi.lg.jp

- （4）回答 質問に対する回答は、本県公式ウェブサイトの税務課のホームページにおいて公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない）。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

6 企画提案への参加申込

（1）提出書類

イ 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

ロ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第3号） 1部

ハ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部

（イ）官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

（ロ）過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

ニ 法人の概要（既存のパンフレット、ホームページなど概要の分かるもの） 1部

（2）提出期限 令和7年9月26日（金）午後5時まで（必着）

（3）提出方法 持参又は郵送とする。

（4）提出先 宮城県総務部税務課課税班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県庁行政庁舎11階 北側

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

イ 企画提案書 6部

- ・規格：A4判、片面印刷で20ページ以内（表紙及び目次はページ数に含まない。表紙を付け、ページの通し番号を付すること。表紙には、提案者の名称を記載すること。）

ロ 事業経費参考内訳書（様式第4号） 1部

- ・積算内訳（構築費用、維持費、従量単価等）を詳細に記載すること
- ・見積額は予算限度額の範囲内とすること
- ・当該見積額は、契約金額を保証するものではなく、契約後に協議の上決定する。

(2) 提出期限 令和7年10月1日（水）正午まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 宮城県総務部税務課課税班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県庁行政庁舎11階 北側

(5) 提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は、一切返却しない。

(6) 無効の取扱

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

ロ 本募集要領等に従っていない場合

ハ 下記8に示すプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

ニ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、または不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

ヘ 次に該当する場合

民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(7) その他

イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。

ロ 企画提案書の再提出は、認めない。

ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

8 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の選定

「令和7年度宮城県宿泊税に関する AI チャットボットサービス導入業務委託事業」プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した者1者を契約予定者として選定する。

(2) 審査方法

イ 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、評価基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員の1位を最も多く取得した応募者1者を契約予定者として選定する。

ロ イにおいて、各委員の1位を最も多く取得した応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

ニ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。

(3) 評価基準

評価点は、次の評価項目及び配点（合計100点）とする。

審査項目		評価の視点	配点（点）	
			個別	計
1	遂行能力	・業務を適切に遂行する能力があるか ・適切な実施体制が構築されているか ・同様の業務において国、地方公共団体等における実績があるか	5 5 10	20
2	要件	・仕様書に定める機能要件を備えているか ・仕様書に定める基本機能を備えているか ・仕様書に定める運用要件を備えているか	5 5 5	15
3	利用者の操作性	・利用者が操作しやすい工夫がされているか ・操作方法が分かりやすい画面になっているか	15 10	25
4	管理者の操作性	・職員が管理しやすいシステムになっているか ・操作方法が分かりやすい画面になっているか	10 10	20
5	スケジュール	・実現可能なスケジュールとなっているか	10	10
6	予算	・初期費用及び維持費用は適切に積算しているか	10	10

(4) 一次審査（書面審査）

イ 実施日 令和7年10月2日（木）

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、（3）評価基準に基づき審査し、各委員が採点した

評価点が高い上位3者を選定する。

ハ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和7年10月3日（金）に選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和7年10月7日（火）午後（予定）

※詳細は改めて書面にて通知する。

ロ 実施会場 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県庁行政庁舎5階 総務部会議室

ハ 審査方法

(イ) 参加者は、応募者1者につき3名以内とする。

(ロ) 応募者1者当たりの持ち時間は50分（説明25分、質疑応答20分、評価5分）とし、応募者ごとに個別に行うものとする。

(ハ) プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。

(ニ) 応募者は、応募した企画提案書（書面）に基づいて提案内容の説明を行うものとし、プロジェクター及びパソコンの使用並びに当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。

ニ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに書面にて通知することとし、選定結果については、後日宮城県総務部税務課のホームページにて公表する。

(6) その他

審査（選定）内容に関する質問には応じられない。

9 応募者が1者又はない場合の取扱い

(1) 応募者が1者の場合

上記9（5）によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を契約予定者として選定する。

(2) 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

10 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。

県は、選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。

なお、選定された者が業務委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。また、委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約予定者で協議の上、決定するものとし、協議が整わなかった場合は企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。

11 企画提案実施に係るスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公告・・・・・・・・・・令和7年9月1日（月）
（県出納局契約課及び県総務部税務課のホームページに掲載する。）
- (2) 募集内容に関する質問受付・・・令和7年9月1日（月）から
9月8日（月）午後5時まで 必着
- (3) 質問に対する回答・・・・・・・・・・令和7年9月12日（金）
- (4) 企画提案参加申込書の提出締切・・・・・・・・・・令和7年9月26日（金）
- (5) 企画提案書の提出締切・・・・・・令和7年10月1日（水）正午まで 必着
- (6) 一次審査（応募者が3者を超えた場合）・・・・・・令和7年10月2日（木）
- (7) 一次審査の結果（応募者が3者を超えた場合）及び
プレゼンテーション審査の日程通知・・・・・・・・・・令和7年10月3日（金）
- (8) プレゼンテーション審査・・・・・・・・・・令和7年10月7日（火）
- (9) プレゼンテーション審査結果の発表・・・・・・・・・・令和7年10月中旬

12 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 委託者（県）と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上決定するものとする。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。
- (3) 企画提案に参加する者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期または取り止めることがある。
- (4) 県は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的に使用しないものとする。
- (5) 企画提案者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (6) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、不開示情報（個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など）が記載されている部分を除き、開示することとなる。